

事務所通信

当事務所は認定経営革新等支援機関です

智創税理士法人 広島事務所

〒722-1115 広島県世羅郡世羅町西神崎958番地の1

T E L 0847-22-3211 FAX 0847-22-3213

E-mail apollon@tkcnf.or.jp(所長用)

mmc.matsuura@tkcnf.or.jp(事務所用)

U R L <http://www.matsuura-apollon.jp>

11

令和5年
2023



今月のことば

人に交わるには
信を以てすべし

福澤諭吉
(学校法人慶應義塾創立者)

労 務

正しく知って「働き控え」の見直しを!
「年収の壁」をおさらいしよう

消費税

こんなときどうする?
インボイスの処理についての素朴な疑問

税 務

令和6年から変わる 贈与税の「暦年課税制度」

コ ラ ム

活用広がる「ふるさと納税」

正しく知って「働き控え」の見直しを! 「年収の壁」をおさらいしよう

最低賃金が全国平均1,000円台に引き上げられる中、「年収の壁」は、従業員はもちろん、経営者にとっても大きな関心事の1つです。それぞれの壁の特徴を知り、個々人に合った働き方を選べれば、従業員にとっては世帯年収アップが、経営者にとっては人手不足解消が期待できます。

「年収の壁」を超えて 「働き損」とならないためには?

① 「103万円の壁」

- ➡ 所得税の課税対象になる
- ➡ 配偶者控除・扶養控除の対象外になる

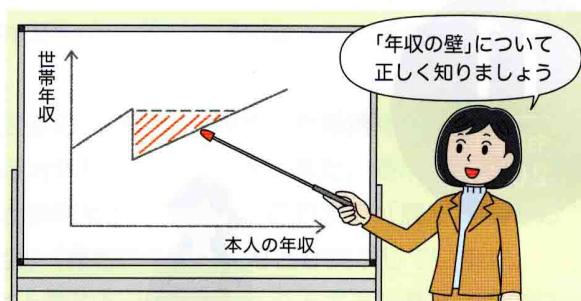
本人の年収が103万円を超えると、それを超えた分に所得税が課されるとともに、扶養者が配偶者控除を受けられなくなります。また、配偶者以外の扶養親族の給与収入が103万円（給与以外の所得がある場合は所得が48万円）を超えると、扶養者が扶養控除を受けられなくなります。一般的に、扶養者にかかる所得税・住民税が控除額の2割程度多くなります（参考：給与収入103万円=給与所得48万円）。

ただし、本人の年収が103万円を超えて、扶養者において「配偶者特別控除」を受けられることがあります。例えば、扶養者の所得が900万円以下であり、かつ、パートで働く配偶者の年収が150万円以下であれば、満額38万円の控除が受けられます。

② 「106万円の壁」

- ➡ 勤務先の社会保険に加入する

月額賃金8.8万円（年収約106万円）以上になると、一定の条件のもと社会保険への加入義務が生じます（図表）。多くの場合、社会保険料の支払いにより手取り収入が減るところがあります。社会保険料を支払っても手取り収入が減らない目安は月収約10.5万円です。



③ 「130万円の壁」

- ➡ 国民年金・国民健康保険に加入する

年収130万円以上になると、会社の規模等にかかわらず従業員自身で国民年金・国民健康保険に加入する必要があります（図表）。

②同様、国民年金保険料等の支払いのため手取り収入が減少します。手取り収入を確保する目安は月収約14.5万円となります。

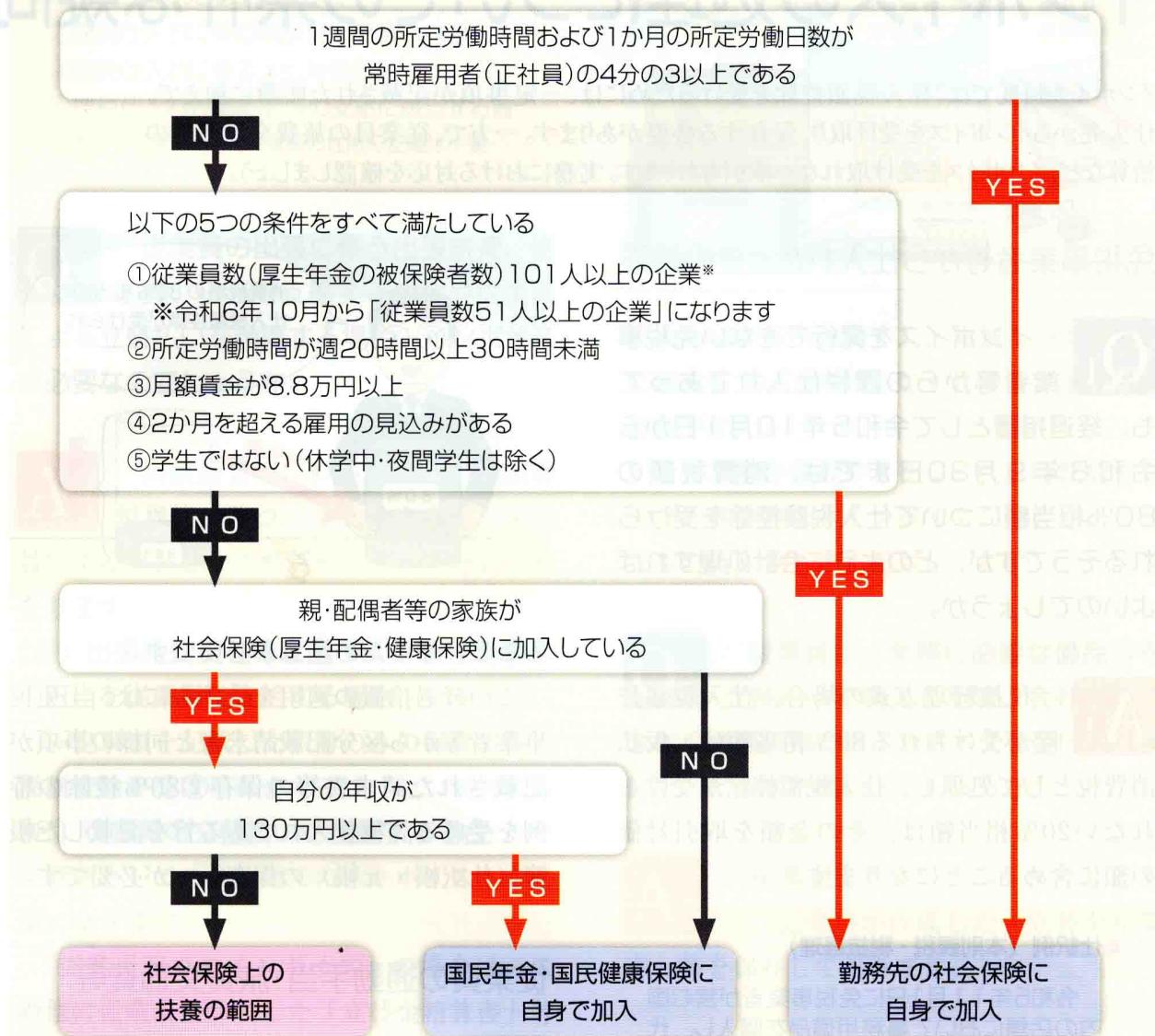
社会保険に加入すると、傷病手当金や出産育児一時金などが受け取れます。また、国民年金等に加入すると将来もらえる年金が増えるなどのメリットもあります。世帯年収を増やせば、貯蓄や投資に回せるお金が多くなり、将来設計もしやすくなります。

企業にとっても、意欲のある従業員により長く働いてもらえることは大きなメリットです。「年収の壁」にとらわれすぎない働き方を、従業員と一緒に検討してみましょう。



国民年金保険料を支払うと、11月頃に社会保険料控除証明書が届きます。年末調整に向かって、生命保険等の保険料控除証明書と合わせて、従業員に必要書類を保管するよう案内しましょう。

図表 社会保険等に関する「年収の壁」のフローチャート



厚生労働省Webサイト「社会保険適用拡大特設サイト」、日本年金機構Webサイト「適用事業所と被保険者」を基に作成

参考

「106万円の壁」対策に1人当たり最大50万円助成へ

政府は、「106万円の壁」への対策として、従業員が社会保険に加入しても手取りが減らないような取り組みを行った企業に対して、1人当たり50万円を上限に助成する方針としています。また、この新たな助成制度を含めた「年収の壁」に関連する総合的な支援強化策を講じる方針も示されています。

「年収の壁」のために働く時間を調整している人のうち、「働き損にならないなら勤務時間を増やしたい」と考えている人の割合は7割超に上るとの新聞報道もあります。助成金によって就業調整を減らすことができれば、人手不足に対する有効な対策になると期待されています。



こんなときどうする？

インボイスの処理についての素朴な疑問

インボイス制度では、仕入税額控除を受けるためには、一定事項が記載された帳簿に加えて、仕入先からインボイスを受け取り、保存する必要があります。一方で、従業員の旅費交通費等の精算など、インボイスを受け取れない取引もあります。実務における対応を確認しましょう。

免税事業者等から仕入れたときの処理

Q1 インボイスを発行できない免税事業者等からの課税仕入れであっても、経過措置として令和5年10月1日から令和8年9月30日までは、消費税額の80%相当額について仕入税額控除を受けられるそうですが、どのように会計処理すればよいのでしょうか。

A1 税抜経理方式の場合、仕入税額控除が受けられる80%相当額は、仮払消費税として処理し、仕入税額控除が受けられない20%相当額は、その金額を取引対価の額に含めることになります。

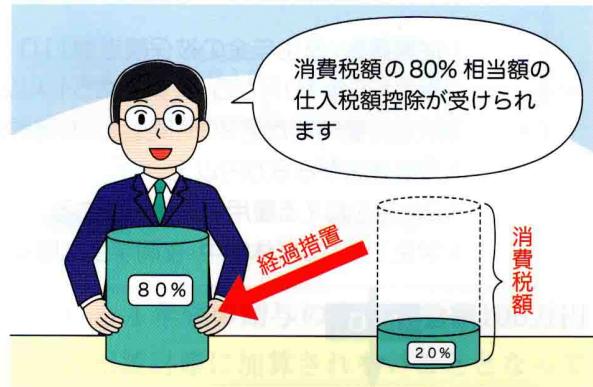
●仕証例（本則課税・税抜経理）

令和5年11月1日に免税事業者が営む国内の店舗において事務用備品を購入し、代金として55,000円を支払いました。

備品消耗品費	51,000	/ 現預金	55,000
仮払消費税	4,000		

※TKC財務会計システムでは、課税区分[52]([62]、[72])で入力した分について、課税仕入れを行った期間に応じた控除割合(80%・50%・0%)で自動計算されます。

なお、減価償却資産を購入した場合の少額減価償却資産の特例の判定や、交際費等の範囲から1人当たり5,000円以下の飲食費を除外する場合の判定には、仕入税額控除が受けられない20%相当額を含めた金額で判定す



ることになるため注意が必要です。

この経過措置の適用を受けるには、①免税事業者等から区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書等の保存②80%控除の特例を受ける課税仕入れである旨を記載した帳簿（仕訳帳・元帳）の保存——が必要です。

従業員の通勤手当・旅費交通費等

Q2 従業員に支給する通勤手当は課税仕入れとして扱ってきましたが、従業員からはインボイスをもらうことができません。どうすればよいでしょうか。

A2 賃金規程等に基づいて従業員に支給した通勤手当（通勤に通常必要と認められる部分の金額）については、一定事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

なお、「一定事項を記載した帳簿」とは、仕訳帳・元帳の摘要欄などに、次の事項を記載したもののが該当します。

- ①課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ②課税仕入れを行った年月日
- ③課税仕入れに係る資産又は役務の内容
- ④課税仕入れに係る支払対価の額
- ⑤課税仕入れが通勤手当の支給に該当する旨
※通勤手当を支給した従業員の住所の記載は不要

Q3 従業員の出張に伴う出張旅費、宿泊費、日当を支給する場合や従業員による立替払いを精算する場合、インボイスは必要なのでしょうか。

A3 出張旅費等については、出張旅費規程等に基づいて支給するか、従業員による立替払いの精算かによって対応が異なります。

(1) 出張旅費規程等に基づく実費相当額や日当を従業員に支給する場合
一定事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が受けられます。

(2) 従業員の立替払いを精算する場合

原則として「会社宛てのインボイス」が必要になります。

「従業員宛てのインボイス」の場合は、この他に従業員が作成した「立替金精算書」等も必要になります。

※税込金額が3万円未満の場合は公共交通機関特例の適用も可能

Q4 インボイスの保存が免除されている3万円未満の公共交通機関（電車・バス・船舶）の交通費（公共交通機関特例）について、気を付けることは何ですか。

A4 「3万円未満」は、1回の取引の税込金額で判定します。

例えば、鉄道の乗車券を購入する際、片道3万円未満でも往復で購入して3万円以上だとインボイスが必要になります。あるいは、

旅費交通費・立替払いの精算に注意



1人分は3万円未満でも、複数人分をまとめて購入して3万円以上であればインボイスが必要です。

なお、航空運賃やタクシー代、時間貸し駐車場の料金等は、インボイスの保存が必要となるため注意してください。

Q5 従業員が、業務に必要な備品等を立替払いで購入した際、会社宛てではなく従業員宛てのインボイスを受け取りました。どうすればいいでしょうか。

A5 従業員宛てのインボイスとともに、従業員が作成した「立替金精算書」等を保存しておきます。

賃貸借処理しているリース取引

Q6 リース取引は賃貸借処理をしています。毎月計上するリース料について、インボイスの保存が必要でしょうか。

A6 令和5年10月1日以後のリース資産の引渡しの場合、リース会社（貸手）は、引渡し時に売買処理を行い、当該リース取引の全額に対するインボイスを発行します。借手は、引渡し時に受け取ったインボイスを保存することで、リース料を賃貸借処理するつど、仕入税額控除が認められます。

令和6年から変わる 贈与税の「暦年課税制度」

個人から財産をもらったときは、贈与税の課税対象となります。その課税方法の1つ「暦年課税制度」では、令和6年1月1日以後の贈与から相続前贈与の加算期間が3年から7年に延長され、相続時の税負担が大きくなることが見込まれます。同制度の活用は早めに検討しましょう。

特段の制限等がなく誰でも利用できる 贈与税の暦年課税制度

暦年課税制度は、1月1日から12月31日までの1年間に、贈与された財産の合計額から基礎控除額110万円を差し引いた価格に課税されるものです。贈与される側・する側に特段の制限等はなく、誰でも利用することができる制度で、届出も必要ありません。

年間110万円までの贈与であれば贈与税は課されず申告も不要ですが、110万円を超えると、その超えた部分に課税され申告が必要になります。

税率は、課税される価格（課税価格）が大きいほど税率も大きくなる累進課税方式です。なお、直系尊属（父母や祖父母等）から18歳以上の子や孫等への贈与については、一般の贈与よりも税負担が軽減される「特例贈与」の税率が設定されています（図表1の※）。

相続前贈与の加算期間が 3年から7年に延長

相続等によって財産を取得した人が、被相続人の死亡の日からさかのぼって3年前の日から死亡の日までの間に、暦年課税に係る贈与によって取得した財産があるときは、相続税の課税価格に贈与を受けた財産の価額を加算します。

令和6年1月1日以後の贈与から、この加算期間が、3年から7年に延長されます。延



長される4年分の贈与のうち、総額100万円までは相続財産に加算されることとなっていますが、加算期間の延長によって相続時に課税される相続財産が増加するため、相続税の負担が大きくなることが見込まれます。

ただし、令和5年12月31日までに贈与された財産については、加算期間延長の対象となりません。加算期間は令和9年1月1日以後の相続から順次延長されます（図表2）。相続税対策として、暦年課税制度を利用して、親等から子・孫等へ毎年少しづつ生前贈与を行うことがあります。令和6年以降の贈与からは加算期間が長くなりますので、まずは今年中の贈与の開始を検討されてはいかがでしょうか。

「贈与に関する事実」を 契約書や通帳等できちんと残しておこう

相続前贈与の加算期間が7年と長期化することから、将来の相続税申告に備えて、贈与に関する契約書等を用意し、贈与の事実を記録に残しておくことが大切になります。

金銭の贈与については、贈与した事実が、通帳等で確認できるよう振込で行うようにす

ると良いでしょう。なお、贈与税の課税方法には、もう1つ「相続時精算課税制度」がありますが、これを選択すると暦年課税制度に戻ることができません。どちらを利用するか

については会計事務所にご相談ください。

相続時精算課税制度については右の二
次元コード(令和5年9月6日現在)
から。



図表1 暦年課税制度における贈与税額の速算表

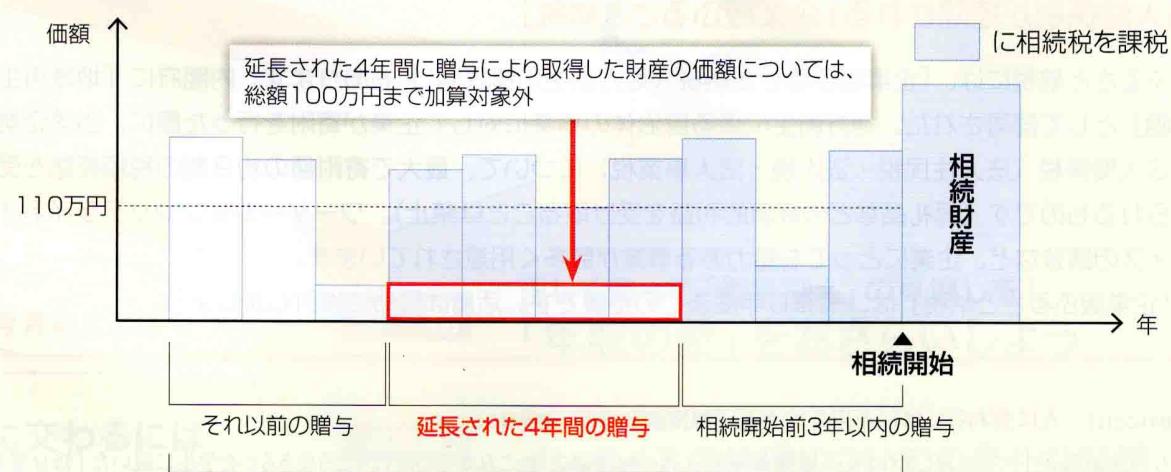
基礎控除後の課税価格	特例贈与 ^(*)	一般贈与
200万円以下	10%	10%
200万円超 300万円以下	15% – 10万円	15% – 10万円
300万円超 400万円以下		20% – 25万円
400万円超 600万円以下	20% – 30万円	30% – 65万円
600万円超 1,000万円以下	30% – 90万円	40% – 125万円
1,000万円超 1,500万円以下	40% – 190万円	45% – 175万円
1,500万円超 3,000万円以下	45% – 265万円	50% – 250万円
3,000万円超 4,500万円以下	50% – 415万円	55% – 400万円
4,500万円超	55% – 640万円	

出典:『かしこく贈与 Q&A 新しい相続時精算課税—暦年課税とどちらが有利?—』(TKC出版)

図表2 暦年課税制度における相続前贈与の加算期間の延長

令和6年1月1日以後に受けた贈与について、相続前贈与の加算期間が最長7年に延長されます。具体的には、令和9年1月1日以後の相続から加算期間が延長されることになります。

贈与の時期	加算対象期間
～令和5年12月31日	相続開始前3年間
令和6年1月1日～	贈与者の相続開始日
	令和6年1月1日～令和8年12月31日
	令和9年1月1日～令和12年12月31日
	令和13年1月1日～



国税庁「令和5年度 相続税及び贈与税の税制改正のあらまし」(令和5年6月)を基に作成

活用広がる 「ふるさと納税」



生まれ育った地や思い出の地など、応援したい自治体を自ら選んで直接寄附を行える「ふるさと納税」。コロナ後の日本において、地域活性化につながるかもしれません。

魅力的・ユニークな返礼品が満載!

「ふるさと納税」は、自らが選んだ自治体に寄附することで、税金の還付・控除が受けられる仕組みです。個人の場合、原則として自己負担額の2,000円を除いた全額が控除対象となります（収入や家族構成等に応じて全額控除となる上限は異なります）。

返礼品には地元産の食料品が人気ですが、ローカル鉄道の1日駅長体験や、お墓掃除代行といった親孝行なサービスなど、ユニークな返礼品を用意する自治体も多くあります。また、寄附金の使い道から寄附先を選ぶクラウドファンディング型のふるさと納税も増えており、これまで「農業高校でのドローン実習の実施」（北海道遠別町）、「サンゴ礁の保全」（徳島県海陽町）などが実現しています。

現在、総務省ではクラウドファンディング型のふるさと納税を活用して、「ふるさと起業家支援プロジェクト」等が立ち上がっており、ふるさと納税の活用の幅はどんどん広がっています。

図 表 「ふるさと起業家支援プロジェクト」の仕組み



総務省「ふるさと納税ポータルサイト：総務省の支援策」を基に作成

法人関係税が控除される「企業版ふるさと納税」

ふるさと納税には、「企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）」もあります。内閣府に「地域再生計画」として認可された、地方創生に係る自治体の事業に対して企業が寄附を行った際に、当該企業の法人関係税（法人住民税・法人税・法人事業税）について、最大で寄附額の約9割の税額控除を受けられるものです（返礼品などの経済的利益を受け取ることは禁止）。ワーケーションやサテライトオフィスの誘致など、企業にとっても魅力ある事業が数多く用意されています。

「企業版ふるさと納税」は、令和6年度までの措置です。活用は早めに検討しましょう。

【今月のことば】 人に交わるには信を以てすべし 福澤諭吉(学校法人慶應義塾創立者)

「1万円札の顔」として長く親しまれている慶應義塾創立者の福澤諭吉は、これから時代をどう生きるかを学生に説いた『修身要領』で、大切なのは「人を信じること」としている。人と人が互いに信じ合ってこそ、自分も大切にされ、相手も大切にできる。社内はもちろん、顧客や取引先との関係においても、まず自ら相手を信じ、尊重することが、良い関係をつくる第一歩になる。 出典:『修身要領』